

シーケンス制御職種シーケンス制御作業について

令和5年度からシーケンス制御職種（シーケンス制御作業）として独立し、新職種になりました。

シーケンス制御職種については、電気機器組立て職種とは別に新職種として設置されているため、従来の電気機器組立て職種（シーケンス制御作業）の合格者は、経過措置に定める場合を除き、当該職種に合格したものとみなされません。

なお、受検申請にあたっては、以下のとおり事例があります。

特級電気機器組立ての受検するには？	1級電気機器組立て職種合格後5年の実務経験が必要です。 電気機器組立て職種（シーケンス制御作業）の合格後5年の実務経験で受検可能です。
電気機器組立て職種の片側合格を特級シーケンス制御の免除になりますか？	特級電気機器組立て職種の片側合格は、免除にはなりません。
1・2・3級電気機器組立て（シーケンス制御作業）の片側合格は、免除になりますか？	令和4年度までの片側合格は、シーケンス制御職種（シーケンス制御作業）でも免除になります。
シーケンス制御職種の受検するのに電気機器組立て（シーケンス制御作業）で、実務経験短縮できますか？	電気機器組立て（シーケンス制御作業）の合格者で、上位級のシーケンス制御職種の受検に必要な実務経験の短縮は認められません。